

独立行政法人大学入試センター客員教員に関する規則

〔平成13年4月1日〕
規則第69号

改正 平成15年3月28日規則第4号

改正 平成16年7月30日規則第34号

改正 平成18年4月1日規則第33号

改正 平成19年3月30日規則第18号

改正 平成22年7月29日規則第48号

改正 平成24年3月30日規則第13号

改正 平成29年3月31日規則第4号

改正 令和元年9月30日規則第54号

改正 令和2年3月31日規則第107号

独立行政法人大学入試センター客員教員に関する規則

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）に、専門的立場から特別な事項の調査研究を行うため、客員教員を置くことができる。

(選考基準)

第2条 客員教員の選考基準については、独立行政法人大学入試センター教員の選考基準に関する規則（平成13年規則第70号。以下「選考基準規則」という。）第2条から第4条の規定を準用する。

(選考方法)

第3条 客員教員の選考方法については、独立行政法人大学入試センター教員の選考に関する規則（平成13年規則第68号）第3条の規定を準用する。

(委嘱)

第4条 客員教員は、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 客員教員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

(守秘義務)

第6条 客員教員は、客員教員としての職務を遂行する上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 客員教員は、職務上の秘密に属する事項を発表する場合は、理事長の許可を得なければならない。

(解嘱)

第7条 客員教員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、これを解嘱する。

一 禁錮以上の刑に処せられた場合

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合

2 理事長は、客員教員が客員教員としての職務を遂行する上での義務違反その他客員教員たるに

適しない行為があると認められるときは、これを解嘱することができる。

(称号)

第8条 センターにおいて引き続き3月以上調査研究に従事する客員教員は、選考の際に準用した次の各号に掲げる選考基準規則の規定に応じて、調査研究に従事する期間それぞれ当該各号に定める称号を称せしめることができる。

- 一 選考基準規則第2条を準用し選考された者 客員教授
- 二 選考基準規則第3条を準用し選考された者 客員准教授

(称号の取消し)

第9条 理事長は、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）が次の各号に該当するに至った場合には、客員教授等と称せしめたことを取り消すことができる。

- 一 センターの規則その他の遵守事項に違反した場合
- 二 その他客員教授等として適しない行為があると認められる場合

(本人了知)

第10条 客員教授等を称せしめる場合又は称せしめたことを取り消す場合には、理事長は、文書にその旨を明記して本人に了知させるものとする。

(庶務)

第11条 客員教員の庶務は、総務課及び試験企画課において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、客員教員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月29日)

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。